

## 令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用に伴う健康保険の取扱いについて

今般の災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当該の災害により災害救助法の適用に該当された地域があります。

このことに伴い、当健康保険組合組合員の方は、被害の程度（住家全壊・半壊以上相当）により、病院などへの受診に際して支払う窓口負担の免除等を受けられる場合がありますのでお知らせいたします。

なお、詳細につきましては、当健康保険組合までご相談ください。

大阪機械工具商健康保険組合業務係

TEL 06-6533-0215

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府HPにてご確認  
ください。

内閣府防災情報のページ「災害救助法の適用状況」

(URL)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)